

注記

1 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法は、次のとおり計上しています。

ア 平成20年度以前に旧久留米市消防本部が取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、明らかに耐用年数を超えて使用しているものは備忘価格1円とする。

イ 平成21年度以後に旧久留米広域消防本部が取得したもの……………取得原価

ウ 平成30年度以前に旧大川市消防本部が取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、明らかに耐用年数を超えて使用しているものは備忘価格1円とする。

エ 平成31年度以降に久留米広域消防本部が取得したもの……………取得原価

2 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

② 無形固定資産……………定額法

ただし、償却に係る始期を取得翌年度当初としています。

3 投資その他の資産及び評価方法

その他資産は、加入している福岡県市町村職員退職手当組合への積立額を計上しています。

4 負債の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③ その他

その他負債は、指令センター連絡協議会所有の固定資産に係る償却に伴う資産化分を計上しています。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

① 現金及び現金同等物

出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

② 物品の計上基準

物品は、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。